

第 1 回嬉野市議会定例会議案

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
1	令和8年2月27日	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
4	令和8年2月27日	嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例について	1
5	〃	嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3
6	〃	嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	5
7	〃	嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	7
8	〃	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	12
9	〃	嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について	16
10	〃	嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	18
11	〃	令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）	別冊
12	〃	令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
13	〃	令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
14	〃	令和8年度嬉野市一般会計予算	〃
15	〃	令和8年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
16	〃	令和8年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
17	〃	令和8年度嬉野市下水道事業会計予算	〃
18	〃	財産貸付料の減額免除について	20
19	〃	財産の無償貸付について	22
20	〃	権利の放棄について	24

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	令和8年2月27日	人権擁護委員候補者の推薦について	25

報告第1号

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和8年2月27日 提出

嬉野市長 山口 卓也

記

予定価格200万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和8年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	新庁舎災害対策室映像表示システム整備工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	33,000,000	指名競争入札	佐賀市天神一丁目4-3 (株)佐電工 代表取締役社長 岩下 雅之	令和8年1月27日	令和8年1月27日 ～ 令和8年8月31日
2	企画政策課	令和7年度 嬉野市コミュニティーセンター浴室改修工事	嬉野市塩田町大字五町田地内	2,640,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和8年2月4日	令和8年2月4日 ～ 令和8年3月23日
3	建設課	7長第3号 市道南部貫通線道路補修工事	塩田町大字久間地内	4,730,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間乙2717-1 西部道路(株) 嬉野営業所 所長 中野 幸一	令和7年11月18日	令和7年11月18日 ～ 令和8年2月13日
4	建設課	7長第5号 市道国見線道路補修工事	嬉野町大字不動山地内	3,872,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和7年11月19日	令和7年11月19日 ～ 令和8年3月13日
5	建設課	7改第6号 市道小杭線道路改良工事	嬉野町大字岩屋川内地内	31,570,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和7年11月19日	令和7年11月19日 ～ 令和8年3月13日
6	建設課	7改第7号 市道冬野南部線道路改良工事	塩田町大字久間地内	4,180,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎656-1 (株)貞島土建 代表取締役 貞島 正之	令和7年11月18日	令和7年11月18日 ～ 令和8年2月20日

予定価格 2 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 8 年 第 1 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
7	建設課	7改第4号 市道大舟線道路改良工事	嬉野町大字 不動山地内	8, 195, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和7年12月2日	令和7年12月2日 ～ 令和8年3月19日
8	建設課	6繰改第2号 市道丹生川線道路舗装工事	嬉野町大字 不動山地内	4, 070, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和8年1月20日	令和8年1月20日 ～ 令和8年3月27日
9	建設課	6繰改第3号 市道西川内野仁田線道路舗装工事	嬉野町大字 吉田地内	4, 235, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和8年1月20日	令和8年1月20日 ～ 令和8年3月27日
10	環境下水道課	令和7年度 嬉野市営浄化槽事業 R7-052号浄化槽設置工事	嬉野市嬉野町大字下野地内	4, 009, 500	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島大樹	令和7年12月18日	令和7年12月18日 ～ 令和8年2月27日
11	環境下水道課	令和7年度(R6繰)農業集落排水事業 美野地区 管路施設電気設備更新工事	嬉野市塩田町大字五町田地内	6, 270, 000	指名競争 入札	鹿島市古枝甲937-1 (株)水城電気 取締役社長 水城 妙	令和7年12月24日	令和7年12月24日 ～ 令和8年3月20日
12	環境下水道課	令和7年度(R6繰)農業集落排水事業 美野地区 管路施設機器更新工事	嬉野市塩田町大字五町田地内	11, 990, 000	指名競争 入札	佐賀市北川副町大字江上186-1 (株)アイワ 代表取締役 福岡 龍一郎	令和7年12月24日	令和7年12月24日 ～ 令和8年3月20日
13	環境下水道課	令和7年度(R6繰)農業集落排水事業 上久間地区 管路施設電気設備更新工事	嬉野市塩田町大字久間地内	6, 160, 000	指名競争 入札	鹿島市古枝甲937-1 (株)水城電気 取締役社長 水城 妙	令和7年12月24日	令和7年12月24日 ～ 令和8年3月20日
14	環境下水道課	令和7年度(R6繰)農業集落排水事業 上久間地区 管路施設機器更新工事	嬉野市塩田町大字久間地内	15, 840, 000	指名競争 入札	佐賀市北川副町大字江上186-1 (株)アイワ 代表取締役 福岡 龍一郎	令和7年12月24日	令和7年12月24日 ～ 令和8年3月20日
15	環境下水道課	令和7年度 嬉野市営浄化槽事業 R7-057号浄化槽設置工事	嬉野市塩田町大字馬場下地内	4, 471, 500	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島大樹	令和8年1月23日	令和8年1月23日 ～ 令和8年3月19日

予定価格200万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和8年 第1回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	新幹線・まちづくり課	令和7年度 都市公園施設長寿命化対策支援事業 轟の滝公園園路改修工事	嬉野町大字下宿、岩屋川内 地内	16,115,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和7年12月23日	令和7年12月23日 ～ 令和8年3月27日
17	新幹線・まちづくり課	令和7年度 川端緑地公園他1箇所防護柵改修工事	嬉野市嬉野町大字下宿、岩屋川内 地内	4,862,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和7年11月19日	令和7年11月19日 ～ 令和8年2月27日
18	新幹線・まちづくり課	令和7年度 スポーツ施設照明設備LED化事業 嬉野総合運動公園 全天候型屋内多目的広場照明灯LED化工事	嬉野市嬉野町大字下宿 地内	8,580,000	指名競争入札	鹿島市大字中村2045-3 (株)クラブティア 鹿島営業所 所長 青木 由紀	令和7年12月24日	令和7年12月24日 ～ 令和8年3月27日
19	教育総務課	令和7年度 轟小学校自動火災報知器複合受信機更新工事	嬉野町大字岩屋川内 地内	6,908,000	指名競争入札	鹿島市大字高津原41-3 (株)宮園電工 代表取締役 山下 浩司	令和7年12月3日	令和7年12月3日 ～ 令和8年3月31日
20	教育総務課	令和7年度 嬉野学校給食センターインバーター設置工事	嬉野町大字岩屋川内 地内	4,499,000	随意契約	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和7年12月16日	令和7年12月16日 ～ 令和8年3月31日
21	教育総務課	令和7年度 塩田学校給食センター インバータ設置工事	塩田町大字馬場下 地内	4,532,000	随意契約	鹿島市大字高津原41-3 (株)宮園電工 代表取締役 山下 浩司	令和7年12月16日	令和7年12月16日 ～ 令和8年3月31日
22	教育総務課	令和7年度 塩田学校給食センター オイルタンク改修工事	塩田町大字馬場下 地内	7,975,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 中島 正浩	令和7年12月23日	令和7年12月23日 ～ 令和8年3月31日
23	教育総務課	令和7年度 街なみ環境整備事業 立傳寺易操作性消火栓設置工事	塩田町大字馬場下 地内	2,948,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和7年12月15日	令和7年12月15日 ～ 令和8年2月27日

- ・ 履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・ 契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・ 契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 4 号

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員定数条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 6 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 令和 8 年 4 月 1 日の組織機構改革に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例

嬉野市職員定数条例（平成１８年嬉野市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「１８４人」を「１７８人」に改め、同条第３号中「２０人」を「２８人」に改め、同条第７号中「８人」を「６人」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 5 号

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 4 4 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、通勤手当等について改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の給与に関する条例（平成１８年嬉野市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項第２号ウ中「７，１００円」を「７，３００円」に改め、同号エ中「１０，０００円」を「１０，４００円」に改め、同号オ中「１２，９００円」を「１３，５００円」に改め、同号カ中「１５，８００円」を「１６，６００円」に改め、同号キ中「１８，７００円」を「１９，７００円」に改め、同号ク中「２１，６００円」を「２２，８００円」に改め、同号ケ中「２４，４００円」を「２５，９００円」に改め、同号コ中「２６，２００円」を「２９，１００円」に改め、同号サ中「２８，０００円」を「３２，３００円」に改め、同号シ中「２９，８００円」を「３５，５００円」に改め、同号ス中「使用距離が片道６０キロメートル以上である職員 ３１，６００円」を「使用距離が片道６０キロメートル以上６５キロメートル未満である職員 ３８，７００円」に改め、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道６５キロメートル以上７０キロメートル未満である職員
４２，２００円

ソ 使用距離が片道７０キロメートル以上７５キロメートル未満である職員
４５，７００円

タ 使用距離が片道７５キロメートル以上８０キロメートル未満である職員
４９，２００円

チ 使用距離が片道８０キロメートル以上である職員 ５２，７００円

第２３条第１項中「４，４００円」を「４，７００円」に、「６，６００円」を「７，０５０円」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 6 号

嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員特殊勤務手当支給条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 4 6 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 自然現象により災害が発生した現場での業務に対して支給する災害応急作業等手当について新設するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

嬉野市職員特殊勤務手当支給条例（平成 18 年嬉野市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（5） 災害応急作業等手当

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 7 条 災害応急作業等手当は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う応急作業、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査その他の災害対応業務に従事したときに支給する。

2 災害応急作業等手当の額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員等の旅費に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 4 7 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 宿泊料金等の変動に対応するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員等の旅費に関する条例（平成１８年嬉野市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員（法第２２条の４第１項の規定により採用された職員をいう。）及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ」を「法第２２条の２第１項第１号に規定する職員を除く。以下「職員」という」に改める。

第９条第２項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるやむを得ない事情に該当する場合に限り、片道５０キロメートル未満のものにも支給する。

第１３条第１項ただし書を削り、同条第２項を次のように改める。

２ 前項の規定にかかわらず、規則で定める近距離への出張については、日当は、支給しない。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第１３条、第１４条、第１５条、第１７条関係）

区分	日当(１日につき)	宿泊料(１夜につき)		食卓料(１夜につき)
		甲地方	乙地方	
市長	２,６００円	１６,５００円	１４,９００円	２,６００円
副市長及び教育長	２,６００円	１４,８００円	１３,３００円	２,６００円
一般職の職員	２,２００円	１３,１００円	１１,８００円	２,２００円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは東京都及び地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市の指定に関する政令（昭和３１年政令第２５４号）に基づく指定都市を、乙地方とは甲地方以外の地域をいう。ただし、固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正)

- 2 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「その他の職員」を「適用を受ける一般職の職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

区分		報酬の額	旅費の額
消防団団長		年額 255,800 円	副市長の規定に準ずる。
消防団副団長		〃 131,700 円	〃
消防団分団長		〃 71,100 円	一般職の職員の規定に準ずる。
消防団副分団長		〃 45,100 円	〃
消防団ラッパ隊長		〃 71,100 円	〃
消防団部長		〃 28,200 円	〃
消防団ラッパ手		〃 39,000 円	〃
消防団団員(基本団員)		〃 19,000 円	〃
消防団団員(支援団員)		〃 5,700 円	〃
消防団員 災害出動	2 時間以内の 場合	日額 2,000 円	
	2 時間を超え 4 時間以内の 場合	〃 4,000 円	
	4 時間を超え 6 時間以内の 場合	〃 6,000 円	
	6 時間を超え る場合	〃 8,000 円	

	誤報による出動の場合	1 回につき 1,000 円	
消防団員 警戒、訓練等出動	4 時間以内の場合	日額 2,000 円	
	4 時間を超える場合	〃 3,500 円	
産業医		日額 18,500 円	一般職の職員の規定に準ずる。
農業委員会会長		年額 350,000 円	副市長の規定に準ずる。
農業委員会会長代理		〃 255,700 円	〃
農業委員会委員		〃 223,600 円	〃
農地利用最適化推進委員		〃 168,150 円	〃
監査委員(識見を有する者)		〃 800,000 円	〃
固定資産評価審査委員会委員		日額 5,700 円	〃
選挙管理委員会委員長		年額 180,000 円	〃
選挙管理委員会委員		〃 110,000 円	〃
選挙長		1 回につき 12,200 円	一般職の職員の規定に準ずる。
投票所の投票管理者		日額 14,500 円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
共通投票所の投票管理者		〃 14,500 円を超えない範囲内で嬉野市選挙	〃

	管理委員会が定める額	
期日前投票所の投票管理者	〃 12,800 円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
開票管理者	1 回につき 12,200 円	〃
選挙立会人	〃 10,100 円	〃
投票所の投票立会人	日額 12,400 円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
共通投票所の投票立会人	〃 12,400 円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
開票立会人	1 回につき 10,100 円	〃
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900 円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	〃
教育委員会委員	年額 400,000 円	副市長の規定に準ずる。
校医歯科医	〃 244,900 円	一般職の職員の規定に準ずる。
学校薬剤師	〃 50,100 円	〃
スポーツ推進委員	〃 37,300 円	〃
福祉事務所医	月額 54,000 円	〃
福祉事務所精神医	〃 13,500 円	〃
その他委員(規則に基づき定めた委員)	日額 5,700 円	〃

議案第 8 号

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
について

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 0 0 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 ひとり親家庭等医療費助成の現物給付化及び一人暮らしの寡婦に対する医療費助成の廃止のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成１８年嬉野市条例第１００号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに一人暮らしの寡婦」を削る。

第２条第１号中「。以下「法」という。」を削り、「第６条第１項に定める」を「第６条第１項に規定する」に改め、同条第２号中「法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、同条に次の１号を加える。

（８） 保険医療機関等 社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

第３条中「、父母のない児童又は一人暮らしの寡婦（ただし、一人暮らしの寡婦の場合は、被扶養者を除く。）」を「又は父母のない児童」に改める。

第４条第２号中「（昭和５７年法律第８０号）」を削り、同条第３号中「、当該父母のない児童の養育者若しくは一人暮らしの寡婦」を「若しくは当該父母のない児童の養育者」に、「第８７７条第１項に定める」を「第８７７条第１項に規定する」に改め、「所得」の次に「（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）第９条から第１１条までに規定する前年の所得）」を加え、同号ア中「第２条の４第２項に定める」を「第２条の４第２項第１号に規定する」に改め、同号イ中「「第２条の４第２項に定める」を「第２条の４第２項第１号に規定する」に、「児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）」を「法」に、「第２条の４第６項に定める」を「第２条の４第６項に規定する」に改め、同号ウ中「第２条の４第７項に定める」を「第２条の４第７項に規定する」に改め、同号エを削る。

第５条中「に係る保険給付につき、助成対象者又はその保護者が支払った一部負担金（社会保険各法による付加給付又は他の法令等の規定により国又は地方公共団体が負担する医療給付があるときは、一部負担金からその額を控除した額）から、各月５００円の自己負担額を控除した額を」を「が保険給付を受けた場合は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

（１） 助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに次の区分に応じて控除した額を医療費助成金（以下「助成金」

という。)として助成する。ただし、薬局については一部負担金に相当する額を助成金として助成する。

ア 保険医療機関等への入院に係る保険給付を受けた場合 1月につき500円(ただし、一部負担金に相当する額が500円に満たない額の場合は当該額とする。)

イ アに掲げるもの以外に係る保険給付を受けた場合 1月につき500円(ただし、当該月の1回目の受診に係る一部負担金に相当する額が500円に満たない額の時は当該額とする。)

(2) 助成対象者が佐賀県外の保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、前号の規定を準用し助成するものとする。

(3) 助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受け、診療報酬明細書が作成されない場合は、第1号の規定を準用し助成するものとする。

(4) 前3号の規定による助成は、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は社会保険各法の規定に基づく規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

第6条中「医療費助成金(以下「助成金」という。)」を「助成金」に改め、「ときは、」の次に「当該助成対象者について」を加える。

第7条第2項中「9月1日」を「11月1日」に改める。

第8条中「医療」を「第5条第1号及び第2号に規定する保険医療機関等において保険給付」に、「医療機関又は指定調剤薬局等」を「当該保険医療機関等」に改める。

第9条の見出し中「給付」を「助成」に改め、同条第1項中「第5条に定める助成金の給付は、規則で定めるところにより受給資格者の申請に基づき行うもの」を「助成金の助成の方法は、次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第5条第1号の規定による助成は、保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、助成金を当該保険医療機関等に支払うものとする。

(2) 前号の規定による支払があったときは、受給資格者に対し助成金の助成があったものとみなす。

(3) 第5条第2号及び第3号の規定による助成は、規則で定めるところにより受給資格者の申請に基づき行うものとする。

- (4) 第1号の規定にかかわらず、受給資格者が保険給付を受けた場合において、一部負担金又は医療費の全額を負担した場合における助成は、規則で定めるところにより受給資格者の申請に基づき行うものとする。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、受給資格者の死亡等により、受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が適当と認める者が申請することができる。

第12条中「助成金の給付」を「第5条第1号から第3号までに規定する助成」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条から第4条までの規定にかかわらず、令和8年10月31日において受給資格の認定を受けている一人暮らしの寡婦については、令和9年3月31日までの間、助成対象者とする。ただし、受給資格を失ったときはこの限りでない。
- 3 改正後の第2条、第5条から第9条まで及び第12条の規定にかかわらず、令和8年10月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第9条第1号の規定にかかわらず、令和8年11月1日以降に一人暮らしの寡婦に対して行われる医療に係る医療費の助成については、改正後の第9条第4号の規定を適用する。

議案第 9 号

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例（平成 25 年嬉野市条例第 26 号）の一部
を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）及び自殺対策
基本法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 64 号）の施行に伴い、条例の
一部を改正する必要がある。

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例（平成 25 年嬉野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 児童虐待及び自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 2 条第 7 項に規定するこどもに係る自殺対策に関すること。

第 3 条第 2 項第 10 号中「幼稚園」を「教育・保育施設」に改め、同項中第 11 号及び第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とし、第 14 号を第 12 号とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（児童虐待専門分科会）

第 8 条 保育施設等における児童虐待に関する事項を諮るため、協議会に児童虐待専門分科会を置く。

2 児童虐待専門分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

嬉野市老人福祉センター条例（平成 18 年嬉野市条例第 103 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 嬉野市老人福祉センターの使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

嬉野市老人福祉センター条例（平成１８年嬉野市条例第１０３号）の一部を次のように改正する。

別表中「１５０円」を「２００円」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 11 号

令和 7 年度 嬉野市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 24,703 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,328,915 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 山口 卓也

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		2,824,133	119,683	2,943,816
	1 市民税	1,073,631	42,100	1,115,731
	2 固定資産税	1,370,087	70,000	1,440,087
	3 軽自動車税	114,448	4,900	119,348
	4 市町村たばこ税	172,166	6,700	178,866
	5 入湯税	93,801	△4,017	89,784
2 地方譲与税		123,061	11,000	134,061
	1 地方揮発油譲与税	20,000	4,000	24,000
	2 自動車重量譲与税	72,000	7,000	79,000
3 利子割交付金		700	3,400	4,100
	1 利子割交付金	700	3,400	4,100
4 配当割交付金		7,000	7,600	14,600
	1 配当割交付金	7,000	7,600	14,600
7 地方消費税交付金		560,000	135,700	695,700
	1 地方消費税交付金	560,000	135,700	695,700
8 環境性能割交付金		8,000	2,100	10,100
	1 環境性能割交付金	8,000	2,100	10,100
11 地方交付税		4,757,905	242,313	5,000,218
	1 地方交付税	4,757,905	242,313	5,000,218
13 分担金及び負担金		47,553	△4,111	43,442
	1 分担金	5,295	△675	4,620
	2 負担金	42,258	△3,436	38,822
14 使用料及び手数料		239,004	△557	238,447
	1 使用料	33,084	△550	32,534

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 手数料	205,920	△7	205,913
15 国庫支出金		3,790,747	△39,867	3,750,880
	1 国庫負担金	2,469,471	1,618	2,471,089
	2 国庫補助金	1,198,591	△41,485	1,157,106
16 県支出金		1,564,171	637,364	2,201,535
	1 県負担金	922,262	△2,125	920,137
	2 県補助金	550,985	637,239	1,188,224
	3 委託金	90,924	2,250	93,174
17 財産収入		63,582	71,419	135,001
	1 財産運用収入	45,478	△2,527	42,951
	2 財産売却収入	18,104	73,946	92,050
18 寄附金		2,300,003	△498,601	1,801,402
	1 寄附金	2,300,003	△498,601	1,801,402
19 繰入金		3,086,704	△798,465	2,288,239
	1 特別会計繰入金	11,273	101,624	112,897
	2 基金繰入金	3,075,431	△900,089	2,175,342
21 諸収入		620,442	29,019	649,461
	5 雑入	384,738	29,019	413,757
22 市債		1,618,400	57,300	1,675,700
	1 市債	1,618,400	57,300	1,675,700
歳 入	合 計	22,353,618	△24,703	22,328,915

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		155,699	△2,160	153,539
	1 議会費	155,699	△2,160	153,539
2 総務費		7,097,081	△539,795	6,557,286
	1 総務管理費	6,658,417	△536,845	6,121,572
	2 徴税費	198,107	△473	197,634
	3 戸籍住民基本台帳費	117,360	△2,477	114,883
3 民生費		6,890,138	△116,944	6,773,194
	1 社会福祉費	3,227,644	△69,740	3,157,904
	2 児童福祉費	3,054,972	△47,204	3,007,768
4 衛生費		1,435,719	24,538	1,460,257
	1 保健衛生費	424,215	△26,688	397,527
	2 清掃費	933,827	△9,474	924,353
	3 上水道費	77,677	60,700	138,377
6 農林水産業費		941,051	650,334	1,591,385
	1 農業費	815,082	615,595	1,430,677
	2 林業費	125,759	34,739	160,498
7 商工費		582,475	△2,091	580,384
	1 商工費	582,475	△2,091	580,384
8 土木費		1,227,662	△13,692	1,213,970
	1 土木管理費	44,467	△385	44,082
	2 道路橋りょう費	391,114	△1,700	389,414
	3 河川費	25,339	△1,500	23,839
	4 都市計画費	736,609	△8,708	727,901
	5 住宅費	9,621	△1,126	8,495

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	6 新幹線費	20,512	△273	20,239
9 消防費		694,751	19,160	713,911
	1 消防費	694,751	19,160	713,911
10 教育費		1,815,088	△28,058	1,787,030
	1 教育総務費	294,479	△2,128	292,351
	2 小学校費	679,079	△6,488	672,591
	3 中学校費	125,589	△4,340	121,249
	4 社会教育費	256,532	△2,463	254,069
	5 保健体育費	459,409	△12,639	446,770
11 災害復旧費		261,190	705	261,895
	2 公共土木施設災害復旧費	243,605	705	244,310
12 公債費		1,213,384	△16,700	1,196,684
	1 公債費	1,213,384	△16,700	1,196,684
歳 出	合 計	22,353,618	△24,703	22,328,915

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	生活者支援臨時給付金事業	262,560
2 総務費	1 総務管理費	市史編纂事業	41,900
4 衛生費	3 上水道費	上水道整備事業	101,600
6 農林水産業費	1 農業費	お茶で育む街づくり事業	1,500
6 農林水産業費	1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	652,746
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	22,295
6 農林水産業費	2 林業費	山村強靱化林道改良事業	31,600
6 農林水産業費	2 林業費	Jークレジット事業	3,840
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道本通り線舗装補修事業	27,200
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	67,890
8 土木費	4 都市計画費	立地適正化計画改定業務	11,671
8 土木費	4 都市計画費	都市マスタープラン改定業務	3,000
8 土木費	4 都市計画費	スポーツ施設照明設備LED化事業	12,000
9 消防費	1 消防費	避難所環境改善資機材整備事業	27,435
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	34,418
10 教育費	2 小学校費	渡り廊下屋根改修（塩田）	5,720
10 教育費	4 社会教育費	伝統的建造物群保存地区保存活用計画改定業務	2,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
林 道 改 良 事 業	千円 11,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
避 難 所 環 境 改 善 事 業	2,300	〃	〃	〃
学 校 施 設 防 災 機 能 強 化 事 業	3,700	〃	〃	〃

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
基 幹 水 利 施 設 ストックマネジメント事業	千円 6,000	普通貸借又は 証 券 発 行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 6,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
新 幹 線 建 設 地 元 負 担 金	300	〃	〃	〃	0	〃	〃	〃
学 校 施 設 空 調 設 備 整 備 事 業	103,800	〃	〃	〃	96,500	〃	〃	〃
学 校 施 設 長 寿 命 化 改 良 事 業	190,500	〃	〃	〃	174,400	〃	〃	〃
市 道 内 野 山 木 場 線 地 す べ り 災 害 復 旧 事 業	117,700	〃	〃	〃	120,100	〃	〃	〃
水 道 事 業 一 般 会 計 出 資 債	60,800	〃	〃	〃	121,500	〃	〃	〃

議案第 12 号

令和 7 年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 94,758 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,774,125 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 山口 卓也

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 県支出金		2,756,508	△4,706	2,751,802
	1 県補助金	2,756,508	△4,706	2,751,802
6 繰入金		281,921	99,465	381,386
	1 他会計繰入金	270,921	△10,942	259,979
	2 基金繰入金	11,000	110,407	121,407
9 市債		1	△1	0
	1 財政安定化基金貸付金	1	△1	0
歳 入	合 計	3,679,367	94,758	3,774,125

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		82,999	△2,706	80,293
	1 総務管理費	77,487	△2,706	74,781
4 保健事業費		45,996	△2,160	43,836
	2 保健事業費	10,064	△2,160	7,904
5 基金積立金		84,180	△2,000	82,180
	1 基金積立金	84,180	△2,000	82,180
8 諸支出金		45,958	101,624	147,582
	2 繰出金	11,272	101,624	112,896
歳 出	合 計	3,679,367	94,758	3,774,125

第 2 表 地 方 債 補 正

(廃止)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	備 考
国 民 健 康 保 険 事 業 (財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金)	千円 1	普通貸借又は 証 券 発 行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定 化基金条例に定められた融資 条件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えする ことができる。	千円 —	—	—	—	財源振替

議案第 13 号

令和 7 年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,057 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 514,214 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 山口 卓也

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		344,872	18,000	362,872
	1 後期高齢者医療保険料	344,872	18,000	362,872
3 繰入金		148,854	△5,943	142,911
	1 一般会計繰入金	148,854	△5,943	142,911
歳 入	合 計	502,157	12,057	514,214

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		495,180	12,057	507,237
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	495,180	12,057	507,237
歳 出	合 計	502,157	12,057	514,214

議案第 14 号

令和 8 年度 嬉野市一般会計予算

令和 8 年度嬉野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,344,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

嬉野市長 山口 卓也

歳 入 歳 出 予 算

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	金 額
1 市税		2,886,788
	1 市民税	1,103,391
	2 固定資産税	1,367,556
	3 軽自動車税	110,181
	4 市町村たばこ税	191,000
	5 入湯税	114,660
2 地方譲与税		104,063
	1 地方揮発油譲与税	1
	2 自動車重量譲与税	77,000
	3 森林環境譲与税	27,062
3 利子割交付金		900
	1 利子割交付金	900
4 配当割交付金		10,000
	1 配当割交付金	10,000
5 株式等譲渡所得割交付金		7,200
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,200
6 法人事業税交付金		48,500
	1 法人事業税交付金	48,500
7 地方消費税交付金		620,000
	1 地方消費税交付金	620,000
8 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300

(単位：千円)

款	項	金 額
10 地方特例交付金		48,000
	1 地方特例交付金	48,000
11 地方交付税		5,000,000
	1 地方交付税	5,000,000
12 交通安全対策特別交付金		2,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,000
13 分担金及び負担金		49,625
	1 分担金	10,280
	2 負担金	39,345
14 使用料及び手数料		239,060
	1 使用料	33,517
	2 手数料	205,543
15 国庫支出金		3,074,269
	1 国庫負担金	2,531,275
	2 国庫補助金	535,607
	3 委託金	7,387
16 県支出金		2,488,368
	1 県負担金	977,214
	2 県補助金	1,449,130
	3 委託金	62,024
17 財産収入		73,765
	1 財産運用収入	52,536
	2 財産売払収入	21,229
18 寄附金		1,800,003
	1 寄附金	1,800,003

(単位：千円)

款	項	金	額
19 繰入金			3,524,948
	1 特別会計繰入金		3
	2 基金繰入金		3,524,945
20 繰越金			1
	1 繰越金		1
21 諸収入			406,809
	1 延滞金、加算金及び過料		2,000
	2 市預金利子		1,508
	3 貸付金元利収入		231,406
	4 受託事業収入		2,460
	5 雑入		169,435
22 市債			959,400
	1 市債		959,400
歳入	合	計	21,344,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		161,445
	1 議会費	161,445
2 総務費		5,099,656
	1 総務管理費	4,766,241
	2 徴税費	166,442
	3 戸籍住民基本台帳費	114,156
	4 選挙費	26,971
	5 統計調査費	7,980
	6 監査委員費	17,866
3 民生費		6,715,137
	1 社会福祉費	3,131,174
	2 児童福祉費	2,963,541
	3 生活保護費	620,322
	4 災害救助費	100
4 衛生費		1,366,577
	1 保健衛生費	367,681
	2 清掃費	983,679
	3 上水道費	15,217
5 労働費		14,751
	1 労働諸費	14,751
6 農林水産業費		1,831,384
	1 農業費	1,720,859
	2 林業費	110,315
	3 水産業費	210

(単位：千円)

款	項	金 額
7 商工費		518,721
	1 商工費	518,721
8 土木費		1,206,893
	1 土木管理費	30,146
	2 道路橋りょう費	342,610
	3 河川費	37,120
	4 都市計画費	788,847
	5 住宅費	8,170
	○ 新幹線費	0
9 消防費		650,973
	1 消防費	650,973
10 教育費		2,188,018
	1 教育総務費	426,951
	2 小学校費	944,380
	3 中学校費	170,533
	4 社会教育費	257,665
	5 保健体育費	388,489
11 災害復旧費		258,800
	1 農林水産施設災害復旧費	6,000
	2 公共土木施設災害復旧費	252,800
12 公債費		1,311,645
	1 公債費	1,311,645
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	21,344,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)					
款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
3 民生費	1 社会福祉費	地域福祉計画策定	5,696	令和8年度	2,247
				令和9年度	3,449

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
嬉野市土地開発公社事業資金融資に対する債務保証	令和 9 年度から令和 1 3 年度まで	借入金 1, 4 1 1, 0 0 0 千円及びこれに対する利子（遅延利子を含む。）
嬉野市土地開発公社先行取得公共用地購入事業	令和 9 年度から令和 1 3 年度まで	先行取得公共用地の購入に要する経費 1, 4 1 1, 0 0 0 千円及びこれに対する利子（遅延利子を含む。）
公用車更新事業	令和 9 年度	予算で定める額
財務会計システム更新事業	令和 9 年度	予算で定める額
施設警備に係る委託料	令和 9 年度	予算で定める額
ふるさと応援寄附金に係る報償費	令和 9 年度	予算で定める額
コミュニティ活動保険料	令和 9 年度	予算で定める額
市報作成に係る委託料	令和 9 年度	予算で定める額
行政番組制作に係る委託料	令和 9 年度	予算で定める額
市道維持補修業務	令和 9 年度	予算で定める額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 用 車 購 入 事 業	千円 4,100	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
塩 田 庁 舎 照 明 LED 化 事 業	千円 1,200	〃	〃	〃
庁 舎 等 整 備 費	千円 319,100	〃	〃	〃
嬉 野 庁 舎 第 1 庁 舎 解 体 事 業	千円 77,100	〃	〃	〃
塩 田 庁 舎 等 利 活 用 整 備 事 業	千円 8,800	〃	〃	〃
地 域 農 業 水 利 施 設 ストックマネジメント事業	千円 3,700	〃	〃	〃
基 幹 水 利 施 設 ストックマネジメント事業	千円 7,200	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業	千円 3,600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
道 路 メ ン テ ナ ンス 事 業	千円 25,000	〃	〃	〃
市 道 本 通 り 線 舗 装 補 修 事 業	千円 36,000	〃	〃	〃
市 道 舗 装 長 寿 命 化 対 策 事 業	千円 18,000	〃	〃	〃
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 事 業	千円 8,100	〃	〃	〃
公 園 施 設 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業	千円 2,200	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ス ポ ー ツ 施 設 照 明 設 備 L E D 化 事 業	千円 43,200	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 事 業	千円 6,800	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	千円 33,600	〃	〃	〃
防 災 行 政 無 線 整 備 事 業	千円 108,000	〃	〃	〃
新 庁 舎 災 害 対 策 室 映 像 表 示 シ ス テ ム 整 備 事 業	千円 17,100	〃	〃	〃
学 校 施 設 空 調 設 備 整 備 事 業	千円 13,800	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学 校 施 設 長 寿 命 化 改 良 事 業	千円 135,400	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
電 子 黒 板 購 入 事 業	千円 4,700	〃	〃	〃
学 習 用 端 末 更 新 事 業	千円 13,000	〃	〃	〃
現 年 農 地 ・ 施 設 災 害 復 旧 事 業	千円 400	〃	〃	〃
現 年 林 道 災 害 復 旧 事 業	千円 400	〃	〃	〃
現 年 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	千円 1,000	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市道内野山木場線地すべり 災 害 復 旧 事 業	千円 67,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	千円 959,400			

議案第 15 号

令和8年度 嬉野市国民健康保険特別会計予算

令和8年度嬉野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,468,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

嬉野市長 山口 卓也

歳 入 歳 出 予 算

第 1 表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	金 額
1 国民健康保険税		542, 597
	1 国民健康保険税	542, 597
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		2, 657, 184
	1 県補助金	2, 657, 184
5 財産収入		671
	1 財産運用収入	671
6 繰入金		260, 491
	1 他会計繰入金	260, 490
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7, 502
	1 延滞金、加算金及び過料	2, 000
	2 雑入	5, 502
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		3, 468, 649

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		89,911
	1 総務管理費	84,199
	2 徴税費	2,511
	3 医療費適正化特別対策事業費	3,201
2 保険給付費		2,513,423
	1 療養諸費	2,133,906
	2 高額療養費	369,012
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭諸費	1,500
	○ 傷病手当金	0
3 国民健康保険事業費納付金		812,548
	1 医療給付費	598,618
	2 後期高齢者支援金等	155,274
	3 介護納付金	45,964
	4 子ども・子育て支援金	12,692
4 保健事業費		45,024
	1 特定健康診査等事業費	35,551
	2 保健事業費	9,473
5 基金積立金		671
	1 基金積立金	671
6 公債費		69
	1 公債費	69
7 諸支出金		5,003

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 償還金及び還付加算金	5,001
	2 繰出金	2
8 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
○ 財政安定化基金拠出金		0
	○ 財政安定化基金拠出金	0
歳 出	合 計	3,468,649

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
国 民 健 康 保 険 事 業 (財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金)	千円 1	普通貸借又は 証 券 発 行	無利子	佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例に定められた融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1			

議案第 16 号

令和 8 年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 1 6 , 4 8 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

嬉野市長 山口 卓也

歳 入 歳 出 予 算

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		439,762
	1 後期高齢者医療保険料	439,762
2 使用料及び手数料		70
	1 手数料	70
3 繰入金		174,941
	1 一般会計繰入金	174,941
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,715
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 特定健康診査等受託費	712
	4 雑入	2
歳 入	合 計	616,489

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		5,927
	1 総務管理費	577
	2 徴収費	4,520
	3 保健事業費	830
2 後期高齢者医療広域連合納付金		609,447
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	609,447
3 諸支出金		1,001
	1 償還金及び還付加算金	1,000
	2 繰出金	1
4 公債費		14
	1 公債費	14
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	616,489

令和 8 年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,525 戸
(2) 年間総処理水量	1,336 千 ³ m
(3) 一日平均処理水量	3,658 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	36,700 千円
(ロ) 公共下水道管路更新工事	13,310 千円
(ハ) 市営浄化槽設置工事	103,925 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益		866,185 千円
第 1 項	営 業 収 益		273,973 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		592,212 千円
支 出			
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用		855,201 千円
第 1 項	営 業 費 用		775,342 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		76,859 千円
第 3 項	予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 166,184 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,797 千円、過年度分損益勘定留保資金 119,051 千円、当年度分損益勘定留保資金 39,020 千円及び、当年度利益剰余金額 316 千円で補てんするものとする。)

収 入			
第 1 款	資 本 的 収 入		437,636 千円
第 1 項	企 業 債 金		331,700 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金		39,700 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金		50,426 千円
第 4 項	負 担 金 等		15,810 千円
支 出			
第 1 款	資 本 的 支 出		603,820 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		183,752 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		420,068 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水汚泥・し渣（収集・運搬・処分）に係る委託料	令和9年度	予算で定める額
佐賀西部広域水道企業団徴収委託料	令和9年度から令和10年度まで	予算で定める額
公営企業会計システム更新業務	令和9年度	予算で定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	107,900千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	223,800千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ・消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ・職員給与費 53,464千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、413,000千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち316千円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てんに処分するものとする。

令和8年2月27日提出

嬉野市長 山口 卓也

議案第18号

財産貸付料の減額免除について

下記のとおり財産貸付料を減額免除することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 減額免除の対象財産

土地

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本谷甲628番1

面積 3,745平方メートル

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字塩田甲728番2

面積 1,120平方メートル

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲1748番4

面積 1,464平方メートル

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字原町籠甲1797番3

面積 237平方メートル

2 減額免除の相手方

嬉野市塩田町大字馬場下甲1463番地1

塩田リバーサイドショッピングセンター協同組合 代表理事 諸井 洋

3 減額免除の期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

令和8年2月27日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 買い物環境の確保が困難な地域において、生活必需品を提供する店舗の出店を

促進し、高齢者をはじめとする地域住民の生活利便性の向上を図るとともに、当該財産を公益性の高い目的に沿って有効に活用することを目的とする。

議案第19号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 無償貸付の対象財産

土地

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本谷甲628番1

面積 3,745平方メートル

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字塩田甲728番2

面積 1,120平方メートル

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲1748番4

面積 1,464平方メートル

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字原町籠甲1797番3

面積 237平方メートル

2 無償貸付の相手方

嬉野市塩田町大字馬場下甲1463番地1

塩田リバーサイドショッピングセンター協同組合 代表理事 諸井 洋

3 無償貸付の期間

令和8年4月1日から令和18年5月31日まで

令和8年2月27日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 買い物環境の確保が困難な地域において、生活必需品を提供する店舗の出店を

促進し、高齢者をはじめとする地域住民の生活利便性の向上を図るとともに、当該財産を公益性の高い目的に沿って有効に活用することを目的とする。

議案第 20 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 山口 卓也

1 権利放棄の内容

嬉野市社会福祉協議会に対して市が出資した福祉資金貸付事業に係る出捐金について、権利を放棄するものである。

2 権利を放棄する金額

435,471 円

3 相手方

嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967 番地
社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会
会長 谷口 太一郎

4 放棄の理由

相手方において債権放棄されたため、権利を放棄しようとするものである。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 八田 定文

令和8年2月27日提出

嬉野市長 山口 卓也

理由 人権擁護委員の候補者として再度推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。